

平成25年度補正
エネルギー使用合理化事業者支援事業

交付申請書作成の手引き

平成26年2月

【はじめにお読みください】

- 「公募要領」、「交付申請書作成の手引き」を全てご覧のうえ、交付申請書を作成してください。
- 「交付申請書作成の手引き」資料は、3種あります。
 1. 交付申請書作成の手引き（本紙）
 2. 交付申請書作成の手引き 別冊（補助事業ポータルについて）
 3. 交付申請書作成の手引き 別冊（省エネルギー計算について）
- 申請に必要な提出物は、チェックリスト、交付申請書、実施計画書、事業計画書（複数年度事業のみ）、添付資料、を全てA4ファイル（2穴、ハードタイプ）に綴じた書類一式となります。

もくじ

交付申請書作成の進め方	2
交付申請書の様式の種類	4
交付申請書の様式の説明	5
添付資料の説明	53
交付決定前に設備を事前撤去する場合の着工前写真	69
変更届	73
複数年度事業の留意点	77

交付申請書作成の進め方①

交付申請書の該当項目を確認しながらお読みください。↓

I. 事業所等で消費している年間全エネルギー(電気、ガス、石油等)を領収書等から調べ、原油に換算計算する。

【確認箇所】

⇒実施計画書(2-4エネルギー使用量の原油換算表)

II. 更新する設備・システム(例:照明、空調、製造設備等)を決定する。設備能力、稼働条件を設定する。

【確認箇所】

⇒実施計画書(5-1既存設備と導入設備の比較表)

III. 導入前後の設備のエネルギー使用量を比較し差分の省エネルギー量を算出する。根拠・想定・前提等の不確さによる省エネルギー過大な見積もりを修正するため、過大な分を安全率として差引き、申請する省エネルギー量を決定する。

【確認箇所】

⇒実施計画書(2-3省エネルギー効果)

⇒実施計画書(2-4エネルギー使用量の原油換算表)

IV. IIIで決定した省エネルギー量がIで求めた全消費エネルギーの1%以上ないし500kl以上であることを確認する。

【確認箇所】

⇒実施計画書(2-4エネルギー使用量の原油換算表)

確認OK

『全消費エネルギーの1%以上、または500kl以上』がOK

V. 導入設備の設置に係る費用・スケジュールを決める。メーカー、業者等から参考見積を取得して、事業費(補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金交付申請額)を決める。※工期についてもあわせて検討する。

VI. その他必要書類(会社概要、決算報告書等)を収集する。

VII. 交付申請書を作成する。

※省エネルギー計算についてよく分からない場合、まずはじめに、「別冊 省エネルギー計算について」をお読みください。

交付申請書作成の進め方②

交付申請書の作成には、一般社団法人 環境共創イニシアチブのホームページを利用する必要があります。ホームページの利用手順は、以下となります。

1.一般社団法人 環境共創イニシアチブのホームページにアクセスする。

ホームページアドレス : <http://sii.or.jp/>

2.「アカウント登録」を行い、IDとパスワードの発行を受ける。

※「アカウント登録」とは、メールアドレス等を登録し、IDとパスワードの発行を受ける操作のことです。登録後、必要事項記載の電子メールが、登録したメールアドレス宛てに届きます。

3.必要事項記載の電子メールから「補助事業ポータル」にアクセスする。

IDとパスワードを使い、「補助事業ポータル」にログインする。

4.「補助事業ポータル」から、指定様式(ワード、またはエクセルデータファイル)を、ダウンロードして、交付申請書を作成する。

5.「補助事業ポータル」にデータ入力する項目は、該当箇所にデータ入力を行う。入力データを利用して、ポータルからPDFファイルを作成し、お手持ちのプリンターで紙出力する。

※「別冊 補助事業ポータルについて」に、詳しい説明を記載していますので、そちらも合わせてご覧のうえ、交付申請書を作成してください。

指定様式で作成した書類、「補助事業ポータル」から作成した書類の他、必要書類(会社概要、決算報告書等)を全てA4ファイル(2穴、ハードタイプ)に綴じ込み、交付申請書の完成となります。

交付申請書の様式の種類

交付申請書の様式は、以下の3種類があります。

様式の説明ページごとに下記「様式の区分」を表示していますので、

下記の説明に従い、各様式を作成ください。

【様式の区分】

指定様式に記入する

「補助事業ポータル」から、指定様式(ワード、またはエクセルデータファイル)をダウンロードして作成します。

ポータルから出力できます

数値や文章を「補助事業ポータル」内の該当箇所にデータ入力してください。

入力データを利用して、ポータルからPDFファイルを作成し、お手持ちのプリンターで紙出力できます。

※入力方法、内容については、「別冊 補助事業ポータルについて」を参照してください。

自由書式

書式に指定はありません。

分かりやすく(特に図面等)なるように工夫して作成してください。※A3用紙を使用する場合は、右半面を折りたたんで、A4ファイル(2穴、ハードタイプ)に綴じ込んでください。

交付申請書の様式の説明(5ページ～)の共通事項

- ・提出する交付申請書は片面印刷とすること。
- ・注意書きの赤字と枠は消すこと。
- ・青字は事業に合わせて記載すること。
- ・青字は黒字に変換すること。

交付申請書の様式の説明

指定様式に記入する

ポータルから出力できます

1

1-1

※本様式は、どちらかの方法で作成ください。

交付申請書記載例

- ・提出する交付申請書は片面印刷とすること。
- ・注意書きの赤字と枠は消すこと。
- ・青字は事業に合わせて記載すること。
- ・青字は黒字に変換すること。

このページは、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

もしくは、様式(ワード)の使用も可。

1つの事業者が2件以上の申請を行う場合、事業者内で識別可能な文書番号を記入すること。1件の場合は無くても良い。

〇〇 - 〇〇〇

1-2

平成 26 年〇月〇日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

・申請日を必ず記入すること。

・ポータルに入力した「申請日」と合わせること。

1-3

商業登記簿謄本もしくは青色申告書に記載されているとおりに記入すること。

共同申請の場合、補助金の支払いを受ける事業者を最上段に記載すること。

東京都中央区〇〇二丁目3番5号

〇〇工業株式会社

代表取締役社長 環境 太郎

役職は正しく記入のこと。

例) 代表取締役社長

代表取締役

代表執行役 などの代表者役職

登録されている印
であること。

印

平成25年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付申請書

エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からのエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

1 交付申請書(かがみ)

1-1 本様式は、ワードの指定様式に記入、またはポータルから出力のいずれかの方法で作成できます。
どちらかの方法で作成してください。
※個人事業主は、ワードの指定様式で作成してください。

1-2 申請日を記入する(公募期間中であること)。

1つの申請者が2件以上の申請を行う場合は文書番号を記入。1件のみの場合は不要(〇〇-〇〇〇は削除)。

ポータル出力の場合は、「文書管理番号」と「申請日」に入力した内容が表示されます。

別冊 補助事業
ポータルについて
8ページ参照

1-3 共同申請の場合、補助金の支払いを受ける事業者を最上段に記載してください。

○法人の場合

「商業登記簿謄本」に記載されている、住所、会社名、代表者役職、代表者名を記載されている通りに記入し、社印または代表者印を押印する。

ポータル出力の場合は「事業者」に入力した内容が表示されます。

別冊 補助事業
ポータルについて
12ページ参照

○個人事業主の場合

ワードの指定様式に記入して、提出してください。

「青色申告書」に記載の住所と氏名を、記載の通りに記入し、市区町村役場に印鑑登録している印鑑を、押印する。

個人事業主はワード指定様式で作成し、ポータルの該当項目は以下のように入力する。

「会社名」:「屋号」を入力。

屋号が無い場合は「個人事業主本人」の氏名を入力。

「代表者役職」:肩書きを入力してください。

肩書きが無い場合は「-(ハイフン)」を入力。

「代表者氏名」:「個人事業主本人」の氏名を入力。

別冊 補助事業
ポータルについて
12ページ参照



続く

2 交付申請書(2枚目)

2-1 ポータルの「補助事業名」が表示されます。

補助事業の内容(導入予定設備、複数店舗で申請の場合は実施場所等)を示す名称に「省エネルギー事業」を付して入力する。

2-2 ポータルの「補助事業概要」が表示されます。

補助事業の目的および内容(導入設備の概要等)を、どうやって省エネルギーを実施するかを含めて、明確・簡潔に入力する。申請者が訴求したいことがあれば併せて記載する。

2-3 ポータルの「経費情報」のそれぞれの合計が表示されます。

ポータルには設計費、設備費、工事費、諸経費の費目の区別に、参考見積等に基づいて入力する。
(表示された合計金額に誤りがないか、参考見積等で再度確認ください。)

2-4 ポータルの「当年度完了予定年月日」が表示されます。事業に関わる全ての支払いが完了する日を事業完了日とする。

参考見積に記載の工期から支払完了日を計画し、完了予定日を入力する(平成27年1月30日までの日付)。

別冊 補助事業
ポータルについて
8ページ参照

別冊 補助事業
ポータルについて
16ページ参照

別冊 補助事業
ポータルについて
10ページ参照



このページは、補助事業ポータル（Web）から出力のこと。

申-別紙 1

補助事業に要する経費、補助対象経費および補助金の配分額

3-1

(単位 円)

補助対象経費の 区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の 交付申請額
I. 設計費	35,000,000	35,000,000	1/3	11,666,666
II. 設備費	240,000,000	180,000,000	1/3	60,000,000
III. 工事費	180,000,000	150,000,000	1/3	50,000,000
IV. 諸経費	0	0	1/3	0
消費税	36,400,000	0		0
合計	491,400,000	365,000,000		121,666,666

- ・ (補助金の申請額) = (補助対象経費の額) ÷ 3
(連携事業の場合は ÷ 2 にする)
- ・ 補助対象経費の額の合計の1/3ではない。
- ・ 補助金の交付申請額は1円未満切捨て。

3 交付申請書(申-別紙1)

3-1 ポータルの「経費情報」が表示されます。

} 別冊 補助事業
ポータルについて
16ページ参照

所要資金計画(8)と整合性を取ること。

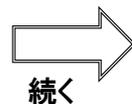
参考見積等から費目の区分(I.設計費、II.設備費、III.工事費)に分けて、補助事業に要する経費(補助対象経費と補助対象外経費の計)、補助対象経費の別で入力する。

※設計、設備、工事にかかる諸経費はそれぞれの費目の区分に計上のこと。

続いて、補助金額をそれぞれの区分別に計算し入力する。

[補助金の交付申請額] = [補助対象経費の額] ÷ 3
(連携事業の場合は、 ÷ 2)となる。

1円未満は切り捨てする。



続く

4

申-別紙2

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

4-1

(単位 円)

補助事業に 要する経費 の区分	補助事業に要する経費				
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計
I. 設計費	0	0	0	35,000,000	35,000,000
II. 設備費	0	0	0	240,000,000	240,000,000
III. 工事費	0	0	0	180,000,000	180,000,000
IV. 諸経費	0	0	0	0	0
消費税	0	0	0	36,400,000	36,400,000
合計	0	0	0	491,400,000	491,400,000

四半期毎に発生する経費予定額を記載。
 第1四半期： 4月～6月、第2四半期： 7月～9月
 第3四半期： 10月～12月、第4四半期： 翌年1月～翌年3月

計が他の様式の補助事業に要する経費と一致しているか

4 交付申請書(申-別紙2)

4-1 四半期ごとの支払い予定額を記入する。

合計額が、申-別紙1(3)の補助事業に要する経費の費目の区分ごとの合計と一致していることを確認。



5 実施計画書(申請概要)①

申請概要については全て、ポータルに入力の情報が表示されます。
記載内容については「別冊 補助事業ポータルについて」の該当箇所を参照してください。

5-1 「設備使用者」に該当する会社名あるいは、「個人事業主名本人」の氏名を入力する。

別冊 補助事業ポータルについて
12ページ参照

5-2 「事業実施場所」に該当する住所を入力する。

別冊 補助事業ポータルについて
18ページ参照

5-3 「設備使用者」に該当する会社の「業種大分類名」および「業種分類項目名」を入力する。

5-4 「事業実施場所」での「業種大分類名」および「業種分類項目名」を入力する(プルダウン)。

5-5 「設備使用者」に該当する会社の資本金を入力する。

5-6 「設備使用者」に該当する会社の従業員数を入力する。

5-7 「中小企業／その他」を選択する(プルダウン)。

5-8 「エネルギー管理指定工場の別」を選択する(プルダウン)。

別冊 補助事業ポータルについて
14ページ参照

5-9 「導入設備/技術概要」にどんな設備を導入するのか、その設備がどのように省エネ効果を発揮するのかを簡単にまとめて入力する。

別冊 補助事業ポータルについて
16ページ参照



5 実施計画書(申請概要)②

申請概要については全て、ポータルに入力の情報が表示されます。記載内容については「別冊 補助事業ポータルについて」の該当箇所を参照してください。

5-10 平成26年6月末までに補助対象経費の全てについて発注が行われる事業について、
該当する/該当しないを選択(プルダウン)。
該当する場合は、「発注予定日」を入力する。

別冊 補助事業
ポータルについて
8ページ参照

5-11 「事業者が策定した自主行動計画」と「数値目標」に該当する項目を入力(プルダウン)。

「事業者が策定した自主行動計画」が公開で「数値目標」が有りの場合は、**本紙 添付7**の環境自主行動計画に必要な事項記入し、環境自主行動計画の写しとともに申請書類に添付する。

5-12 特定事業者・特定連鎖事業者は、「中長期計画」に該当する/該当しないを選択(プルダウン)。

該当する場合は、**本紙 添付7**の中長期計画に必要な事項記入し、中長期計画書の写しとともに申請書類に添付する。

別冊 補助事業
ポータルについて
14ページ参照

5-13 「ISO50001」の有り/無しを選択(プルダウン)。

「有り」の場合**本紙 添付7**のISO50001の取得に必要な事項記入し、ISO50001の認定書の写しとともに申請書類に添付する。

5-14 「エネルギー集約型企业」については**本紙 添付8**をを参照してください。

該当する/該当しないを選択(プルダウン)。

該当する場合は、**本紙 添付8**を作成し、根拠資料となる計算書とともに申請書類に添付する。

5-15 「先端性」に世の中に広く普及している同機能の設備と導入設備を比較し、導入設備が省エネに関しどのような先端性があるか具体的にまとめて入力する。

別冊 補助事業
ポータルについて
16ページ参照



5 実施計画書(申請概要)③

申請概要については全て、ポータルに入力の情報が表示されます。
記載内容については「別冊 補助事業ポータルについて」の該当箇所を参照してください。

5-16

「事業所のエネルギー使用量」の【事業前】【事業後】に、実施計画書2-4エネルギー使用量の原油換算表のb欄、c欄の数字をそれぞれ入力する。

「事業所の生産量」の【事業前】【事業後】に、実施計画書2-4エネルギー使用量の原油換算表のa欄の数字をそれぞれ入力する。

「エネルギー原単位」の【事業前】【事業後】に、実施計画書2-4エネルギー使用量の原油換算表の原油換算原単位欄の数字をそれぞれ入力する。

別冊 補助事業
ポータルについて
16ページ参照

(省エネルギー率)、(省エネルギー効果)は上記入力により自動計算される。

5-17

「電力使用量(千kWh)」の【事業前】【事業後】に、電力使用量を、実施計画書2-4エネルギー使用量の原油換算表のAh-Bhの値、Ch-Dhの値をそれぞれ入力する。

別冊 補助事業
ポータルについて
16ページ参照

(電力削減率)、(電力削減量)は、上記入力により自動計算される。

5-18

(費用対効果):

「エネルギー使用量」、「建物・構築物を除く最長の法定耐用年数」、「経費情報」の入力により、自動計算される。

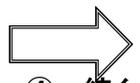
(回収年):

「経費情報」、「導入前、導入後のエネルギー使用量」、「燃料評価単価(添付1により算出)」の入力により自動計算される。

(法定耐用年数):

「補助対象設備のうち最長の法定耐用年数」を入力する。

別冊 補助事業
ポータルについて
16ページ参照



5 実施計画書(申請概要)④

申請概要については全て、ポータルに入力の情報が表示されます。記載内容については「別冊 補助事業ポータルについて」の該当箇所を参照してください。

5-19

「ESCO事業の有無」でESCO事業である/ESCO事業ではないを選択する(プルダウン)。

ESCO事業であるを選んだ場合は、続いて「ESCO契約で保証する省エネルギー量(kI/年)」と「ESCO契約期間」を入力する。

リース事業の場合は「リース事業の有無」でリース事業である/リース事業ではないを選択する(プルダウン)。

リース事業であるを選んだ場合は、続いて「リース契約年数」を入力する。

別冊 補助事業
ポータルについて
10ページ参照

5-20

ポータルの「経費情報」の金額が反映されます。入力方法は、[3-1](#)を参照してください。

別冊 補助事業
ポータルについて
16ページ参照



6 実施計画書(省エネルギー計算)

6-4 「エネルギー使用量の原油換算表(7)」の数値と一致させた値を記入。
また省エネルギー量の計算過程もあわせて記入する。

省エネルギー量計算については「別冊 省エネルギー計算について」
を、必ず参照下さい。

6-5 省エネルギー計算および電力削減量計算に使用した数値の根拠について、説明を記入する。

例えば、実測値等をもとに算出している場合はその測定結果をこの記入欄に書くか、別添参照として添付資料を付けてもよい。

6-6 導入前後のエネルギーバランスについて、図等をこの欄に書くか、別添参照として添付資料を付けてもよい。



6

6-7

(4) 事業導入後の省エネルギー効果の実測方法、確認方法

※申請時の省エネ効果計算ではなく、実測データを元にした確認方法を説明すること。

例1：分電盤の回路に個別に測定用のメーターを設置し、電気使用量の実績を計測する。

例2：照明設置後、種類別に消費電力の瞬時値を測定し、これに実際の使用時間（今後部屋ごと等に管理予定）をかけることで、実績ベースの電気使用量を算出する。



エネルギー使用量の実績の計測は、事業場全体だけでなく、対象事業によって導入した設備のみでどれだけ使用しているのか、必ず計測もしくは計測値の差引などによる算出が出来るように計画すること。

6 実施計画書(省エネルギー計算)

6-7

事業導入後の省エネルギー効果の具体的な実測方法、確認方法を記入する。

導入設備の省エネルギー効果の測定が必要であり、他の設備の使用エネルギー量が含まれる確認方法(例えば、電力会社の請求書で確認)は、原則として不可。

今回の事業で導入する設備のみの使用量が実測できる方法を検討し記載すること。

(例1)分電盤の照明回路に、個別に測定用のメーターを設置し、電気使用量の実績を計測する。

(例2)照明設置後、種類別に消費電力の瞬時値を測定し、これに実際の使用時間(今後部屋ごと等も管理予定)をかけることで、実績ベースの電気使用量を算出する。



続く

2-4 エネルギー使用量の原油換算表

※グレー部分のみ入力可能。
 ※2-3「省エネルギー効果」を基に数値を合わせて入力すること。

7

7-1

単位	換算係数 (GJ/単位)	平成24年度 (実績)			平成26年度 (導入後)					
		使用量 A	販売した副生エネルギーの量 B	差引後の熱量 (A-B) × 換算係数	使用量 C	販売する副生エネルギーの量 D	差引後の熱量 (C-D) × 換算係数			
		数値	数値	熱量 (GJ)	数値	数値	熱量 (GJ)			
生産量	トン	a	3,000.0		3,000.0					
原油	k l	38.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
原油のうちコンデンサセント (NGL)	k l	35.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
揮発油 (ガソリン)	k l	34.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
ナフサ	k l	33.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
灯油	k l	36.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
軽油	k l	37.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
A重油	k l	39.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
B・C重油	k l	41.9	27,830.0	0.0	1,166,077.0	24,906.0	0.0	1,043,561.4		
石油アスファルト	t	40.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
石油コークス	t	29.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t	50.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	石油系炭化水素ガス	千m ³	44.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t	54.6	0.0	0.0	4,729.0	0.0	258,203.4		
	その他可燃性天然ガス	千m ³	43.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
石炭	原料炭	t	29	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	一般炭	t	25.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無煙炭	t	26.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
石炭コークス	t	29.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
コールタール	t	37.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
コークス炉ガス	千m ³	21.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
高炉ガス	千m ³	3.41	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
転炉ガス	千m ³	8.41	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
その他の燃料	都市ガス13A	千m ³								
			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
産業用蒸気	GJ	1.02								
産業用以外の蒸気	GJ	1.36								
温水	GJ	1.36								
冷水	GJ	1.36	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
電気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh	9.97	240,000.0	2,000.0	2,372.0	213,750.0	2,000.0	2,111,147.5
		夜間買電	千kWh	9.28	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	上記以外の買電	千kWh	9.76	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		自家発電	千kWh	9.76	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自家発電以外の計 h	千kWh	-	240,000.0	2,000.0	-	213,750.0	2,000.0	-		
熱量合計	GJ				3,538,937.0				3,412,912.3	
原油換算量 (10GJ=0.258kl)	kl				91,304.6				88,053.1	
原油換算原単位	kl/トン				30.43				29.35	

- (注) ・導入後のエネルギー使用量は、補助事業に係わるエネルギー消費量の差異のみを織り込む。
 ・事業場への入出のエネルギー全てに関して記述すること。
 ・蒸気、温水及び冷水の換算係数に相当する係数で当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができる。
 ・導入後に生産量や稼働時間等が減る見込みがある場合、導入後の生産量は過去の実績年度と同じとすることとし、同条件として省エネルギー計算すること。

【省エネルギー効果】	f	3.6	%	$(b - c) / b$	この数値(gの値)は必達
	g	3,251.5	kl	$b - c$	
【電力削減効果】	i	26,250.0	千kWh	$(A_h - B_h) - (C_h - D_h)$	
	j	11.0	%	$i / (A_h - B_h)$	

7 実施計画書(エネルギー使用量の原油換算)

7-1

事業場の生産量や、「建物の登記簿謄本」に記載の延床面積等を入力する。

他の入力方法は、「別冊 省エネルギー計算について」を参照してください。

・グレー網掛け部分(エネルギー使用量(販売エネルギー量))に数値を記載してください。

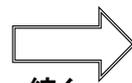
・グレー網掛け部分以外の数値欄は、自動計算で表示されます。

○省エネルギーの考え方と補正について

- ① 工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え等による省エネルギー率が1%以上、省エネルギー量500kl(原油換算)以上の省エネルギー事業。
ただし、交付決定時の省エネルギー効果[kl](左記2-4エネルギー使用量の原油換算表の下段、【省エネルギー効果】gの値)は必達のこと。
- ② 導入する設備の能力・出力は、置き換え前の設備の能力・出力を超えてもよい。
- ③ 交付決定時点で、導入後の稼働条件(例:年間稼働時間、気温等)を決定(設定)。
- ④ 設備導入後、1年後の省エネルギー効果の報告の際には、③の導入後の稼働条件に補正して計算。

※導入設備を稼働して生産される製品等の生産量が増加してもよい。

※生産量が減少したことによるエネルギー使用量の減少は、省エネルギー効果に含められない。



続く

8 3. 所要資金計画

8-1

- ・各項目は5-2の図面と関連付けて記述のこと。
- ・「(補助対象)」には、省エネルギー効果を得るために必要な費用を記載のこと。
- ・補助対象外と言えども漏れなく記載のこと。記載漏れがあった場合は補助金の減額になることもあるので、注意のこと。

費目	金額 (円)	積算内容 (円)
I. 設計費	(補助対象)	
	35,000,000	1. ○○○○○○○○○○ 30,000,000 2. ○○○○○○○○○○ 5,000,000
	(補助対象外)	
	0	0
小計	35,000,000	
II. 設備費	(補助対象)	
	180,000,000	1. ○○○○○○○○○○ 120,000,000 2. ○○○○○○○○○○ 40,000,000 3. ○○○○○○○○○○ 20,000,000
	(補助対象外)	
	60,000,000	1. ○○○○○○○○○○ 60,000,000
小計	240,000,000	
III. 工事費	(補助対象)	
	150,000,000	1. ○○○○○○○○○○ 120,000,000 2. ○○○○○○○○○○ 30,000,000
	(補助対象外)	
	30,000,000	1. ○○○○○○○○○○ 30,000,000
小計	180,000,000	
IV. 諸経費	(補助対象)	参考見積等から記入する。
	0	0
	(補助対象外)	
	0	0
小計	0	
補助対象計	365,000,000	① 補助対象内外の主な導入設備の概略仕様、数量の詳細を添付のこと。 ② ①の金額に関しては第三者に対して行った参考見積などの根拠を添付のこと。 ③ ②の根拠と別紙2との間に差がある場合は差を説明する表を添付のこと。
補助対象外計	90,000,000	
消費税	36,400,000	
合計	491,400,000	
資金調達内訳	本補助金	121,666,666
	自己資金	100,000,000
	借入金	259,733,334 ○○○銀行△△支店 借入を予定している金融機関名
	その他	10,000,000 ○○県「△△補助金」(正式名称)
合計	491,400,000	消費税を含む補助事業に要する経費全額について記入すること。 共同申請の場合、事業費の支払いを行う事業者について、資金調達計画を記入すること。 ※合計金額は、「交付申請書」の補助事業に要する経費と同額となる様に記入すること。

8-2

国からの補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に挙げる補助金及び同項第2号に挙げる資金含む。)以外の自治体等からの補助金等。

※ 上記費用は当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定し、その算定根拠を添付するか、もしくは参考見積等を添付すること。

※ 補助対象設備を担保にいけないこと。

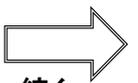
8 実施計画書(所要資金計画)

8-1

参考見積等から費目の区分(I.設計費、II.設備費、III.工事費)に分けて、補助対象、補助対象外の別で記入する。
※設計、設備、工事にかかる諸経費はそれぞれの費目の区分に計上のこと。

8-2

合計が等しくなるように資金調達の内訳を記入する。
借入を予定している場合は、金融機関名を記入する。
その他には都道府県、地方自治体等から受ける(または受けた)補助金があれば、その正式名称を記入する。



続く

(参考)見積依頼・競争入札について

3者以上の見積依頼・競争入札については、公募開始後から交付決定前の実施も有効とするが、特に以下の点に留意し見積依頼・競争入札を実施のこと。(採択後の確定検査時には、以下に含まれる資料が必要になるため留意しておくこと。)

(1)原則として補助対象外となる事例

- ①交付決定前の発注、納品、工事等。
 - ②競争入札が公平な競争がなされておらず無効(機種指定、業者指定等)と判断される以下の事例のような場合。
 - ・メーカーと、そのメーカーの製品を取り扱う販売店との競争を含む場合。
 - ・見積りを実施する3者のうちいずれか同士が、関係会社や関連会社等の関係にある場合。
 - ・発注はA社に決定。工事は入札に参加したB社がA社の下請けで参加している場合。
 - ・見積依頼仕様書の記載が詳細で、実質的に特定のメーカーの製品指定になっている場合。
- 等

※競争入札が止むを得ず困難となる場合は、特命発注となる為、4.発注区分表に記載している特命発注となる合理的な説明資料が必要となる。

(2)見積依頼書、見積依頼仕様書の作成

見積依頼書は、原則、社規定の書式を使用し作成のこと。(参考:資料1)

見積依頼書には、必要に応じ仕様書、図面、見積要領等を添付し、添付書類の全てを実績報告時の確定検査資料にファイルすることになっている。また、現地説明会等を行った場合には、その際配布した資料、口頭説明の内容を記載した議事録等もファイルする。

[留意観点]

- ・複数のメーカーが提供している機能か。
- ・見積依頼仕様書は、実施計画書本文の内容をベースに作成されていて、見積機器選定に必要な条件が記載されているか。

(3)見積書、見積仕様書

見積書は、原則、社規定の書式を使用し作成のこと。(参考:資料2)

3者以上から入手した見積書、見積仕様書について記載内容に差がないか確認を行い、差がある場合は、揃うまで再見積りを行うこと。また、業者の見積辞退等があった場合、他の業者で見積を行い、原則3者以上の見積書を揃えること。

[留意観点]

- ・依頼に対し、必要な設備、材料、工数等が正確に計上されているか。
- ・見積金額が妥当であるか。
- ・使用条件、設置環境条件、技術的条件等から、選定された機器の仕様が妥当であるか。
- ・納期、支払い条件等契約上必要な要件が明確にされているか。
- ・複数のメーカーを取り扱う業者の場合、要件を満たす最も安価なメーカーで見積っているか。
- ・見積仕様書は、選定した機器が兼用設備および将来用設備、予備設備等とならないことが確認できるものであるか。(不明な場合は、補助対象外となる場合があります。)

(4)見積依頼先選定理由書・発注先選定理由書の作成(採択後)

見積依頼先選定理由書・発注先選定理由書は、採択後に必要になるので作成準備のこと。(参考:資料3、4、5)
(参考:資料1~5は採択後に必要となる資料)

事例

見積依頼書番号：〇〇〇〇〇

必須

〇〇株式会社 殿

見積依頼書

見積依頼書+仕様書の中に必ず次の4点を記載してください。

- ①工事件名
- ②納期(年月日)
- ③支払条件：検収翌月末までに現金払い
※原則、この通りに記載してください。
- ④見積提出期限

領収書等までこの件名で統一すること

工事件名：ガスタービン設置工事

別添仕様書の通り見積をお願いいたします。

※支払い時の振込手数料は事業者負担です。
※原則、納期については初旬、中旬などと表現せず、日付を明記すること。

公募開始日より前の見積り依頼は不可

平成 年 月 日

◆◆◆◆株式会社 (印)

部長	課長	担当

見積依頼書には、必要に応じ仕様書、図面、見積要領等を添付し、添付書類の全てを確定検査資料にファイルしてください。また、現地説明会等を行った場合には、その際配布した資料、口頭説明の内容を記載した議事録等もファイルしてください。

なお、書類検査にあたっては、以下の項目について確認を行います。

- ・複数のメーカーが提供している機能か。
- ・見積依頼仕様書は、実施計画書本文の内容をベースに作成されていて、見積機器選定に必要な条件が記載されているか。

見積依頼仕様書

見積依頼仕様書は、実施計画書本文の内容をベースに作成されていて、見積機器選定に必要な条件が記載されているか。

※業者が見積を行うのに必要な対象設備の情報は漏れなく記載してください。
(図面等も添付)。

また、以下の指定等も忘れないでください。

- ・補助対象内、補助対象外の区分
- ・複数年にまたがる場合の、年度毎の工事内容の区分

※メーカー、型番の指定（結果として指定されるような仕様上の数値指定、または、現有設備との互換性、連続性等の条件指定も）は不可。

(⇔ 見積仕様)

※諸経費、出精値引は、各費用項目毎に適正に配分し記載するように指定してください。

※撤去費用(対象外)も算出のこと。見積書に撤去費用が無い場合、事業者が負担することを確認します。

御見積書

見積提出期限が守られているか

必須

◆◆◆株式会社 殿

見積り番号: 14-2320

(工事件名) **ガスタービン設置工事**

平成 年 月 日

〇〇株式会社

営業部〇〇課 

御見積金額 (税抜き) ¥317,000,000
 消費税 ¥15,850,000
 御見積金額合計 ¥332,850,000

納期 : 平成〇〇年〇月〇〇日
 受渡条件 : 据付調整渡し
 御支払条件 : 検収翌月末までに現金払い
 見積有効期限 : 見積後〇〇日

次の4点の記載があるか、間違いはないか確認してください。

- ①工事件名
- ②納期 (年月日)
- ③支払条件: 検収翌月末までに現金払い
- ④見積有効期限

	数量	単位	単価	金額
I 補助対象内				
1. 設計費				
(1)基本システム設計費	64	人日	50,000	5,120,000
(2)配置設計費	56	人日	50,000	4,480,000
(3)諸経費	1	式		100,000
(4)出精値引				-200,000
(小計) ①				9,500,000
2. 設備費				
(1)ガスタービンユニット	1	式		208,000,000
(2)ガス圧縮機	1	式		22,000,000
(3)ガスタービン発電盤	1	式		32,000,000
(4)諸経費	1	式		7,200,000
(5)出精値引				-5,800,000
(小計) ②				263,400,000
3. 工事費				
(1)据付工事費	1	式		3,000,000
(2)配管工事費	48	人日	60,000	2,880,000
(3)配管資材費	1	式		3,500,000
(4)電気・計装工事費	1	式		14,400,000
(5)試運転調整費	1	式		4,600,000
(6)諸経費	1	式		9,200,000
(7)出精値引				-850,000
(小計) ③				36,730,000
合計 (①+②+③)				309,630,000
II 補助対象外				
1. 設計費				
2. 設備費				
3. 工事費				
(1)撤去工事費	1	式		7,500,000
(2)出精値引				-130,000
合計				7,370,000
総計				317,000,000
*詳細は添付仕様書の通り				

☆要求した納期を満たしているか
☆見積有効期限内に発注を
実行可能か

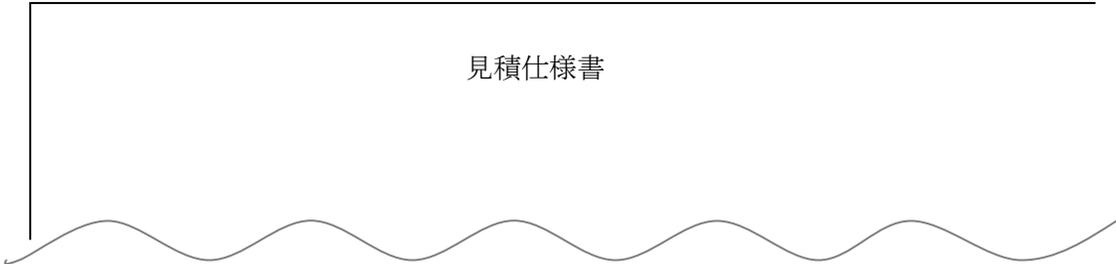
依頼時の指定が守られているか確認してください。

☆諸経費、出精値引きが、各費用項目に配分されているか

☆補助対象内、補助対象外を区別しているか
それぞれを設計費、設備費、工事費に区分しているか (区分毎に小計までを記載することが望ましい)。

および、年度毎に工事内容を区分しているか

実績報告書全般の様式の作成負担を軽減するために、上記の記載方法 (特に内訳) を採用するよう業者に依頼するようにしてください。



見積仕様書

3者以上から入手した見積書、見積仕様書について記載内容に差がないか確認を行ってください。もし、差がある場合は、揃うまで再見積りを行ってください。また、業者の見積辞退等があった場合、もしくは見積り依頼仕様を満たしていない場合等、他の業者で見積を行い、原則3者以上の見積書を揃えてください。

なお、書類検査では、見積書に示した注意事項に加えて、以下の項目についても確認を行います。

《仕様書（見積書）確認時の注意事項》

- ・業者が選定した機器のメーカー、型番が明記されているか。
- ・選定した機器の能力は仕様を満たしているか。 ⇒仕様比較表に記載
- ・補助対象内の機器は必要最小限か。（将来用設備、予備機等含まれていないか）
- ・依頼に対し、必要な設備、材料、工数等が正確に計上されているか。
- ・見積金額が妥当であるか。
- ・使用条件、設置環境条件、技術的条件等から、選定された機器の仕様が妥当であるか。
- ・納期、支払い条件等契約上必要な要件が明確にされているか。
- ・複数のメーカーを取り扱う業者の場合、要件を満たす最も安価なメーカーで見積っているか。
- ・見積仕様書は、選定した機器が兼用設備とならないことが確認できるものであるか。
(不明な場合は、補助対象外となる場合があります。)

見積依頼先選定理由書

1. ○○株式会社
 - ①業務内容
 - ②技術力、保守体制
 - ③対象設備に関する設置（取引）実績
 - ④その他

2. △△鉄工所
 - ①業務内容
 - ②技術力、保守体制
 - ③対象設備に関する設置（取引）実績
 - ④その他

3. □□株式会社
 - ①業務内容
 - ②技術力、保守体制
 - ③対象設備に関する設置（取引）実績
 - ④その他

◆見積依頼先として業務遂行能力があり、かつ競争関係にある業者を3者以上選んでください。

《以下の業者選定は避けること》

- ・業者から直接または間接的に推薦・紹介のあった業者
- ・業者間で関連会社である場合、仕入れ先等である場合

相見積にあたって、競争原理を損う恐れのある行為があった場合は、新たな業者を選定しなおすこと。

◆選定した業者について、選定理由の詳細を記載してください。(左の例のように、項目に分けて記載することが望ましい)。

記載内容は、裏付けがある事実のみに限ること（又聞き、業者のセールストークは不可）。

⇒原則、②③に係る裏付け資料を添付すること

※見積依頼先の会社案内を添付する

(参考:資料4)

事例

発注先選定理由書(仕様比較)

発注先選定理由書(仕様比較)

全ての項目が3者とも仕様を満たしていること

工事件名：ガスタービン設置工事

	仕様					評価
	申請書	見積依頼 仕様書	見積書			
			〇〇株式会社	△△鉄工所	□□株式会社	
1. A						
(1) a	〇〇kW	◇◇ ~〇〇kW	△△kW	△△kW	△△kW	3者とも仕様を満たす
(2) b	〇〇MJ	〇〇MJ	〇〇MJ	〇〇MJ	〇〇MJ	3者とも仕様を満たす
(3) c						3者とも仕様を満たす
2. B	〇〇m3/h	〇〇m3/h	〇〇m3/h	〇〇m3/h	〇〇m3/h	3者とも仕様を満たす
3. C	△〇〇℃	△〇〇℃	△〇〇℃	△〇〇℃	△〇〇℃	3者とも仕様を満たす
4. D	—	〇〇m	〇〇m	〇〇m	〇〇m	3者とも仕様を満たす
納期	—	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	3者とも仕様を満たす
支払い条件	—	検収翌月末ま でに現金払	検収翌月末ま でに現金払	検収翌月末ま でに現金払	検収翌月末ま でに現金払	3者とも仕様を満たす
その他						

3者とも実施計画書、見積依頼仕様書の仕様を満たしている。よって、金額により発注先を決める。

削除(変更)不可

数値の場合は必要に応じて、特命などにならないように『以上』『以下』『範囲(a~b、±〇%)』などと表示する。また、機器の性能とその前提となる条件をわかりやすくする。

仕様比較では、比較対象となる全ての業者の見積が依頼書の仕様を満たすことが必要です。

- ◆ 省エネ実現に必須の項目はもれなく比較する。
⇒見積依頼仕様書段階から抜けなく記載しておく。
- ◆ 各社の選定機器の仕様に極端な差がある場合は、理由を明確にし、必要に応じ再見積り等の是正措置を行う。

発注先選定理由書(見積価格比較)

発注先選定理由書(見積価格比較)

工事件名: ガスタービン設置工事

	〇〇株式会社				△△鉄工所				□□株式会社				
	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	
補助対象	1. 設計費												
	(1)基本システム設計費	64	人日	80,000	5,120,000	70	人日	50,000	3,500,000	56	人日	50,000	2,800,000
	(2)配置設計費	56	人日	80,000	4,480,000	100	人日	20,000	2,000,000	60	人日	50,000	3,000,000
	(3)諸経費	1	式		100,000	1	式		200,000	1	式		150,000
	(4)出精値引				-200,000				-110,000				-160,000
	(小計) ①				9,500,000				5,590,000				5,790,000
	2. 設備費												
	(1)ガスタービンユニット	1	式		208,000,000	1	式		228,000,000	1	式		256,000,000
	(2)ガス圧縮機	1	式		22,000,000	1	式		26,000,000	1	式		20,000,000
	(3)ガスタービン発電盤	1	式		32,000,000	1	式		40,000,000	1	式		35,000,000
	(4)諸経費	1	式		7,200,000	1	式		5,000,000	1	式		2,000,000
	(5)出精値引				-5,800,000				-4,600,000				-6,800,000
	(小計) ②				263,400,000				294,400,000				306,200,000
	3. 工事費												
(1)据付工事費	1	式		3,000,000	1	式		250,000	1	式		750,000	
(2)配管工事費	48	人日	60,000	2,880,000	150	人日	40,000	6,000,000	55	人日	60,000	3,300,000	
(3)配管資材費	1	式		3,500,000	1	式		3,200,000	1	式		4,200,000	
(4)電気・計装工事費	1	式		14,400,000	1	式		16,000,000	1	式		20,000,000	
(5)試運転調整費	1	式		4,600,000	1	式		3,840,000	1	式		4,000,000	
(6)諸経費	1	式		9,200,000	1	式		15,000,000	1	式		11,000,000	
(7)出精値引				-850,000				-720,000				-960,000	
(小計) ③				36,730,000				43,570,000				42,290,000	
合計 (①+②+③)				309,630,000				343,560,000				354,280,000	
補助対象外	1. 設計費				0				0			0	
	(小計) ①'				0				0			0	
	2. 設備費				0				0			0	
	(小計) ②'				0				0			0	
	3. 工事費												
	(1)撤去工事費	1	式		7,500,000	1	式		5,000,000	1	式		6,000,000
	(2)出精値引				-130,000				-70,000				-80,000
(小計) ③'				7,370,000				4,930,000				5,920,000	
合計 (①'+②'+③')				7,370,000				4,930,000				5,920,000	
総計				317,000,000				348,490,000				360,200,000	

補助対象外費用は明確化する

補助対象経費が最も安価な〇〇株式会社を選定する。

諸経費、出精値引きは各費目ごとに分割、按分して記入する

削除(変更)不可

◆価格比較は、補助対象費用のみで行ってください。なお、確定検査において補助対象としての妥当性の評価を行い、下記の例の様に、稼働までに必要不可欠、かつ最小限のコストとみなされない部分については原則、補助対象外となります。

- ・予備品、一般工具、商社手数料(口銭)、実質的に同一会社とみなされる会社(子会社、親会社、関連会社、関係会社等)から調達した場合の利益相当分。
- ・常用でない予備設備、保守設備、将来の拡張用設備等(法律等の定めにより設置が義務付けられているものを除く)。
- ・本事業の専用でないもの。
- ・補助対象外となる部分を含む設備等で、除外すべき範囲または金額が明確にならないものは、設備等全体。

◆同一の区分で各社の見積りを比較する⇔依頼段階で記載すべき項目を明確化しておく。

◆各社の見積り価格に極端な差がある場合は、理由を明確にし、仕様差があった場合等は必要に応じ再見積り等の是正措置を行う。

4. 発注区分表

想定している発注名、発注単位を記述する。
(4～5区分以下が望ましい)

想定している発注区分ごとの各費目の概略の費用を記入する。

9-1

		(単位 円)			
発注先 費目	発注名	ボイラー更新工事	建築工事	排ガスダクト工事	費目合計
			未定	未定	未定
I. 設計費		35,000,000	0	0	35,000,000
II. 設備費		220,000,000	0	20,000,000	240,000,000
III. 工事費		150,000,000	10,000,000	20,000,000	180,000,000
IV. 諸経費		0	0	0	0
合計		405,000,000	10,000,000	40,000,000	455,000,000
消費税		32,400,000	800,000	3,200,000	36,400,000
支払合計		437,400,000	10,800,000	43,200,000	491,400,000

	(単位 年)		
最長の法定耐用年数	8	15	10

9-2

- ・発注が1件の予定であれば、工事内容別に分けずに、1列にまとめる。
- ・例の内容であれば、3回発注（3者見積りを3回実施）することになる。

費目合計の数値を各申請書と一致させること。
例) 実施計画書：1、3
交付申請書：別紙1・2

■特命発注に関する事項

特命発注が (ある ・ ない)

「ある」を選択した場合は、以下に特命発注となる理由を記載し、価格の妥当性を示す根拠資料を添付のこと。

他に全く製作会社が存在しない等、止むを得ない理由としてSIIが認めた場合にのみ対象とできる。

9-3

9 実施計画書(発注区分表)

9-1

発注(予定)工事区分に分けてそれぞれの参考見積等から記入する。
※左記の例は3つの工事の場合。発注(予定)工事の数に合わせて列を作って記入すること。

9-2

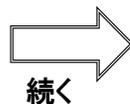
発注(予定)工事別に、導入予定設備の「最長の法定耐用年数」を記入する。

9-3

特命発注が(ある・ない)を選択する。

「ある」とした場合は、以下により合理的な説明を行い、根拠となる資料を添付する。

- ①**特命理由**(補助対象設備がなぜ1社しかないのか、他の設備では何故対応できないのか明記のこと。)
- ②**価格の妥当性**(過去の事例や同類設備の価格等より提示すること。)



続く

10 実施計画書(既存設備と導入設備の比較表)

10-1

置き換える既存・導入設備について、設置場所ごと、効果が及ぶ範囲ごとにまとめて記入し、小計する。

10-3

すべて記入したら、合計も計算し、記入する。

《機種名、仕様(A)～出力合計(E)について》

※全員必須で記入

- ・機種名:機種記号だけではなく、設備名称も併記
- ・仕様(A):消費エネルギー量を単位とともに記入
- ・仕様(B):設備の出力や能力を単位とともに記入
必要に応じて複数の仕様を併記しても良い
- ・台数(C):台数を記入
- ・消費エネルギー(D): $(A) \times (C)$ の値を記入
- ・出力合計(E): $(B) \times (C)$ の値を記入

10-2

《稼働時間(F)と消費エネルギー量(G)について》

10-4

- ・稼働時間(F):年間の稼働時間を記入
- ・消費エネルギー量(G): $(D) \times (F)$ の値を記入

(F)と(G)列への入力は、設備により次の①と②の方法に分かれる。

①消費エネルギー量の算出が、「台数、出力、稼働時間で計算できる設備(例えば、照明等)導入」の場合には、記入し、省エネルギー効果の計算に利用しても良い。

⇒既設設備の消費エネルギー量(G)と導入予定設備の消費エネルギー量(G)の引き算により、実施計画書2-3省エネルギー効果(6)の値が算出できます。

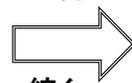
② ①以外の設備(例えば、空調、ボイラー等)導入の場合には、空欄とする。

⇒既設設備の消費エネルギー量と導入予定設備の消費エネルギー量の計算過程は、実施計画書2-3省エネルギー効果(6)に記載してください。

10-5

導入予定設備について、主要設備の名称、同一仕様案ごとにまとめて記入する。

例えば、1階のAフロア、Bフロアに(または1階と2階の事務所に)同じ仕様案の照明を導入予定の場合は、数量(台数)を合計し、1つの行に記入する。



続く

5-2. 導入前後の比較図

※事業の概要がわかるような概念図を導入前後で記載すること。仕様等も記載して比較できるようにする。

導入前

11-1

既設設備の情報(導入前)

事業前後の設備の違いを模式図等(設計図等ではなく)により、図解する。

A4縦使いで1枚にまとめること。

モノクロ出力で判別可能な色づかいにすること。(点線・実線を用いるなど)

撤去対象設備を点線等で囲んで記載すること。

注意：これとは別に設備、補助対象範囲を明確にするために、別図1~2等に詳細を記載のこと。設備能力、数量、配管・配線の取合位置等を明確にすること。

詳細説明用の図で補助対象範囲が明確でないものは補助対象内として計画していても確定検査の際に補助対象外となる可能性があるので、注意すること。

導入後

11-2

導入予定設備の情報(導入後)

点線等で囲んで補助対象範囲を明記すること。

先端性について簡潔に説明を記述すること。

※必ず1枚にまとめること。

※当項目の後ろに、詳細説明として以下の別図を添付のこと。

実一別図1-1「新設備の配置図」、実一別図1-2「旧設備の撤去範囲」、実一別図2「事業場の全体図」

(補助対象範囲を明記すること。複数年度事業は、実施年度の範囲も明記すること。)

11 実施計画書(導入前後の比較図)

11-1

置き換えをする既存設備の概念図を記入する。
撤去対象範囲が明確にわかるように点線等で囲むとともに仕様、台数も明記する。

11-2

導入設備の概念図を仕様案、台数等とともに記入する。
上で記入した撤去設備との対応が明確になるよう、必要に応じて説明や記号を書き入れる。

この1枚で事業の概要がわかるようにする。



続く

実一別図1-1「新設備の配置図」

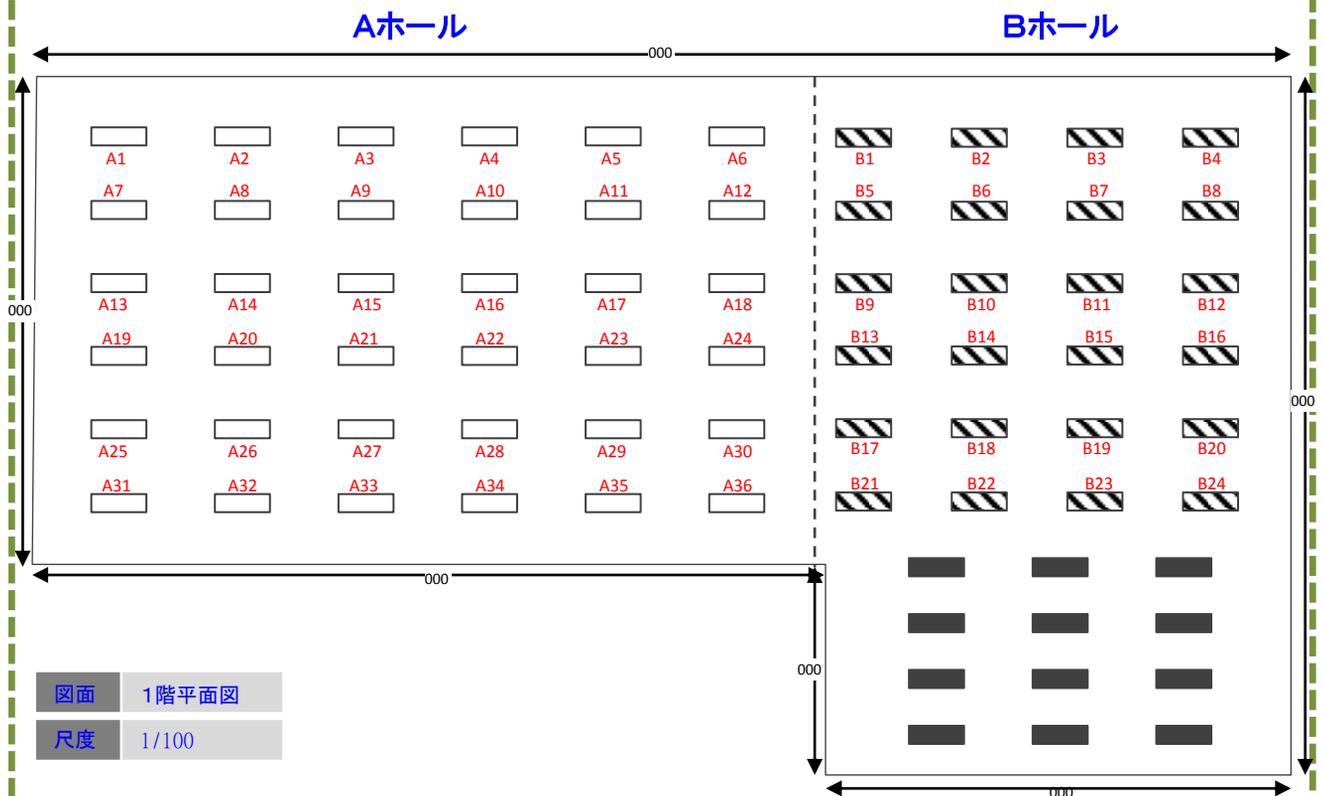
前ページ「導入前後の比較図」詳細説明書類として、新設備の配置図面を添付する。複数階の場合は、階層ごとに図面が必要。

設備1台ずつに番号を付す等して、台数を間違えないようにする。

補助対象・対象外設備について、凡例・範囲等を明記すること。

複数年度事業は、実施年度の範囲も明記すること。

記載例



図面 1階平面図

尺度 1/100

-  逆富士型器具LED40W2灯 × 36台 (補助対象内)
-  反射笠付器具Hfインバータ型△△WO灯 × 24台 (補助対象内)
-  非常灯機能付 逆富士型器具LED40W2灯 (補助対象外)

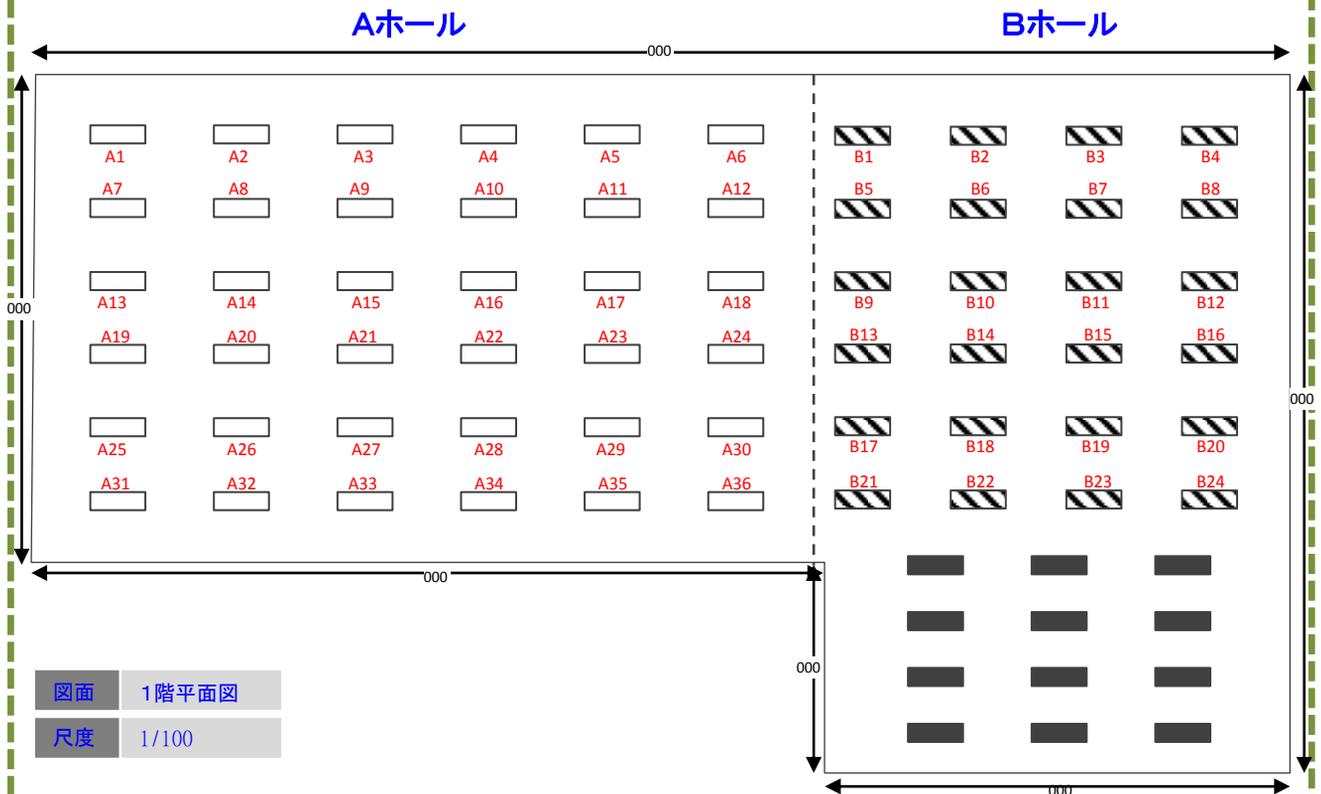
実施計画書5-1既設設備と導入設備の比較表と、台数をあわせて記入する。

上図は作成イメージであり、5-1既設設備と導入設備の比較表(10)の台数とは整合していません。

実一別図1-2「旧設備の撤去範囲」

前ページ「導入前後の比較図」詳細説明書類として、旧設備の撤去範囲を示した図を添付する。複数階の場合は、階層ごとに図面が必要。設備1台ずつに番号を付す等して、台数を間違えないようにする。補助対象・対象外設備について、凡例・範囲等を明記すること。複数年度事業は、実施年度の範囲も明記すること。

記載例



-  逆富士型器具LED40W2灯 × 36台 (補助対象内)
-  反射笠付器具Hfインバータ型△△WO灯 × 24台 (補助対象内)
-  非常灯機能付 逆富士型器具LED40W2灯 (補助対象外)

実施計画書5-1既設設備と導入設備の比較表と、台数をあわせて記入する。

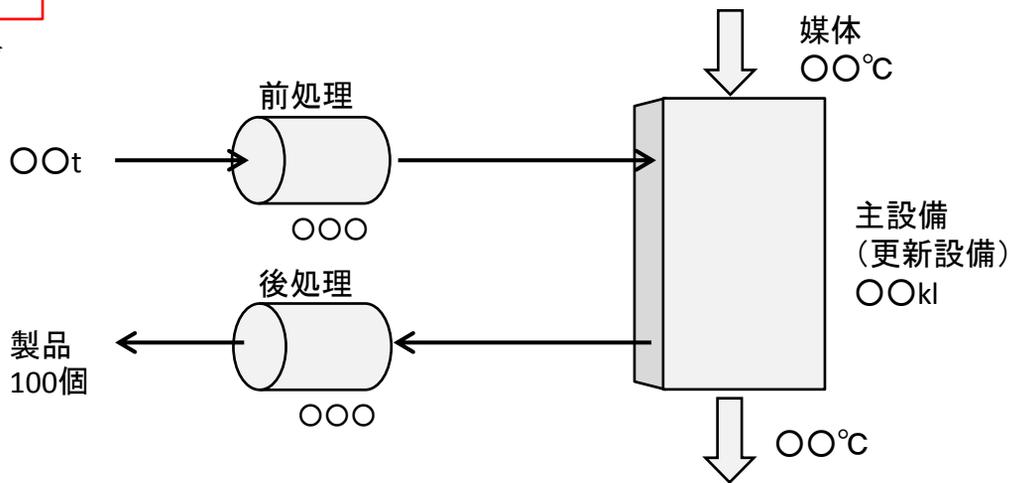
上図は作成イメージであり、5-1既設設備と導入設備の比較表(10)の台数とは整合していません。

実一別図1-3「システム図」

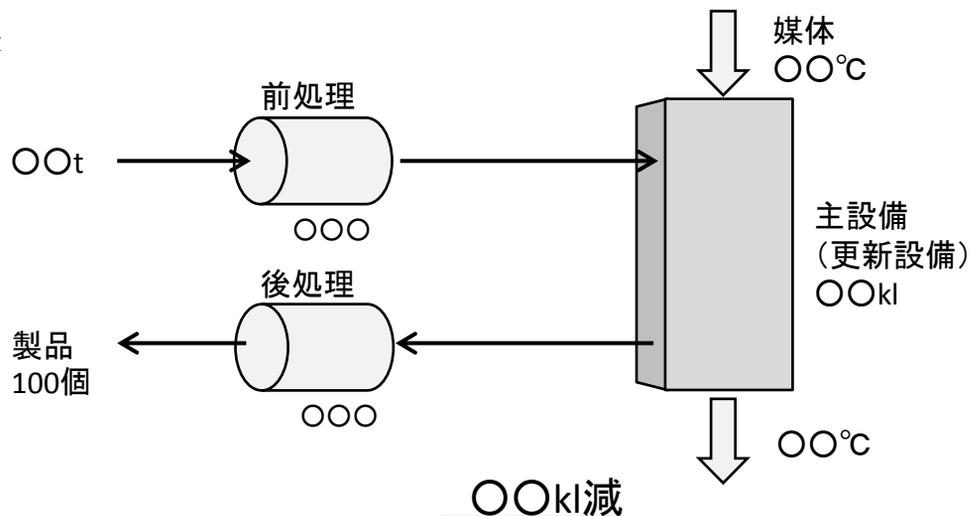
省エネルギー設備の構成が複雑な場合に、各々の設備を模式化して、熱量やエネルギーの流れをわかりやすく記載する。

記載例

導入前



導入後



上図は作成イメージであり、5-1既設設備と導入設備の比較表(10)等とは整合していません。

実一別図2「事業場の全体図」

工場・事業場等の敷地内がどのような配置関係になっているのか、その内どの場所に設備導入するのか、について明記する。

記載例

入口

B棟

A棟

設備導入場所

《図面の注意事項》

図面と現地との「数量、配置等」に相違がある場合、一部もしくは全部が対象外となる場合があるので注意すること。

竣工図面等の利用は、実状と合わないケースがあるので十分に留意すること。

《設備の配置図、システム図等についての注意事項》

- ・寸法明記のこと。
- ・省エネルギー効果に関する設備は全て記述のこと。
- ・補助対象設備の範囲が明確にわかるようにすること。
- ・補助対象設備の台数が型式・仕様ごとに明確に分かるようにすること。
- ・補助対象内外を明記すること。不明確な場合、補助対象内と記述したつもりであっても、補助対象内として認められないこともある。

《作成上の注意事項》

A3用紙を使用する場合は、右半面を折りたたんで、A4ファイル（2穴、ハードタイプ）に綴じ込んでください。



(このページは余白)



続く

12

【 確 認 】

申請時の現地の確認漏れなどにより、図面や機器リスト、参考見積書の内容と実際の現地の状況（位置、台数、能力など）に相違があった場合は、交付決定後であっても補助金の一部又は全部が受給できなくなることを承諾のうえ、本計画を記載しています。

（←内容確認のうえ、レ点でチェックを入れる。）

12-1

6. スケジュール

・ 5月中旬に交付決定があるものとして記入。
 ・ 「6月末までに補助対象経費の全てについて発注を行う」としている場合は、その内容に合わせて記載すること。

12-2

年 月 項 目	26年												27年				
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5			
○○○○			▼発注														
○○○○																	
○○○○																	

事業完了日以降は事業期間ではないので記入しない。

12-3

7. その他、事業実施に関連する事項

※「ある」を選択した場合は、各項目の詳細について「添付6」に記載のこと。

(1) 他の補助金との関係（当該事業と直接あるいは間接に關係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合）

ある ・ ない

(2) 過去の補助金との関係（今回の工事が影響する範囲に、過去に国から補助金の交付を受けている場合）

ある ・ ない

(3) 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項

1) 本事業：事業実施の前提となる事項が（ある ・ ない）

2) 申請者：国、自治体から既に受けている許認可が（ある ・ ない）。

(4) その他実施上問題となる事項

ある ・ ない

12 実施計画書(スケジュール/その他、事業実施に関連する事項)

12-1 申請にあたり、申請者が確認すべき事項です。内容をよく読んでチェックボックス口に、レ点を入れること。
手書きでレ点を入れる、またはワードファイル上で入力してもよい。
※プリンターで出力後に、正しく印刷されていることを確認すること。

12-2 事業全体工程の概要がわかるようなスケジュールを記入する。
最後の支払が事業完了日と一致していること。

12-3 以下の事項について該当するものがあれば「ある」を選択し、本紙 添付6を作成する。該当しなければ「ない」を選択する。
(すべて「ない」ならば、本紙 添付6は不要。)

- (1) 他の補助金との関係
- (2) 過去の補助金との関係
- (3) 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項
- (4) そのほか実施上問題となる事項

添付資料の説明

事業者は交付申請書および実施計画書の証拠書類
(エビデンス)を、添付資料として提出する必要があります。

電気やガスの領収書など、使用しているエネルギーすべての使用量・金額が分かる資料のコピーを添付するとともに、それらの前に以下のまとめ表を添付し、集計が間違っていないか確認する。

※エネルギー管理指定工場の場合は定期報告書の写し等(使用状況届出書)でよい。

作成したまとめ表を元に、「実績の事業所全体のエネルギー使用量(原油換算)」(実施計画書 2-4エネルギー使用量の原油換算表 項目b)で割って燃料評価単価を算出する。

まとめ表の作成例 ※後ろには領収書など添付のこと。

	電気			石油ガス		
	使用量			料金	使用量	料金
	千kWh			円	t	円
	昼間買電	夜間買電	合計			
平成24年4月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
5月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
6月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
7月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
8月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
9月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
10月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
11月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
12月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
平成25年1月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
2月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
3月	46.6	15.2	61.8	740,050	2.5	157,975
合計	554.8	180.2	735.0	8,880,567	30	1,895,700

昼夜割合	0.755	0.245
------	-------	-------

年間エネルギーコスト	10,776,267
------------	------------

$$\begin{aligned} \text{燃料評価単価} &= \text{年間エネルギーコスト} / \text{原油換算量} \\ &= 10,776,267 / 225.2 \\ &\approx 47,852 \end{aligned}$$

生産量の値の根拠を確認するための資料。

社内で使用している管理資料等の写しを添付する。

エネルギー管理指定工場の場合は、定期報告書の写し（使用状況届出書）でも可。

生産量に延べ床面積を使用する場合は、建物登記簿謄本や設計図面など、面積を確認できる資料を添付する。

株主総会の営業報告、決算報告書（直近3期分、単独決算）などを添付する。会社のパンフレットやホームページの印刷物など、会社の事業概要が把握できる資料を添付する。

※個人事業主の場合は、営業報告、決算報告書の代わりに青色申告書全様式の写しを添付のこと。

※「補助事業ポータル」に入力した「資本金」「従業員数」「決算報告」に該当するページに付箋を貼り、該当する値にマーキングすること。

※次ページ書類は「補助事業ポータル」に数値や文章を入力後に出力することができるので、添付3（会社情報）の1枚目に挟み込んでください。（1事業者1枚、全事業者分が必要。）

※補助事業ポータルより出力し、「添付3 会社情報」の1枚目に添付のこと。

事業者情報

事業実施場所住所	東京都中央区〇〇二丁目3番5号
----------	-----------------

事業者1	会社情報		主体となる事業者の場合のチェック		<input checked="" type="checkbox"/>
	補助事業内での役割	設備使用者			
	会社名カナ	〇〇コウギョウカブシキカイシャ			
	会社名	〇〇工業株式会社			
	郵便番号	〇〇〇-〇〇〇〇			
	都道府県	東京都	市区町村	中央区	
	丁目・番地	〇〇二丁目3番5号			
	建物名・部屋番号	〇〇ビルディング 〇〇号			
	連絡先（管理担当）		主体となる管理担当者の場合のチェック		<input checked="" type="checkbox"/>
	郵便番号	〇〇〇-〇〇〇〇			
	都道府県	東京都	市区町村	中央区	
	丁目・番地	〇〇二丁目3番5号			
	建物名・部屋番号	〇〇ビルディング 〇〇号			
	役職	製造部 生産技術課 技術係長（設備設置事業所）			
	氏名	姓	〇〇	名	〇〇
電話番号	〇〇〇〇〇〇	電話番号（内線）	〇〇〇〇〇〇		
携帯電話番号	〇〇〇〇〇〇	FAX番号	〇〇〇〇〇〇		
メールアドレス	xxxxxxx@xxxxxxx.xx.xx				
連絡先（購買担当）					
郵便番号	〇〇〇-〇〇〇〇				
都道府県	東京都	市区町村	中央区		
丁目・番地	〇〇二丁目3番5号				
建物名・部屋番号	〇〇ビルディング 〇〇号				
役職	購買部 購買課長				
氏名	姓	〇〇	名	〇〇	
電話番号	〇〇〇〇〇〇	電話番号（内線）	〇〇〇〇〇〇		
携帯電話番号	〇〇〇〇〇〇	FAX番号	〇〇〇〇〇〇		
メールアドレス	xxxxxxx@xxxxxxx.xx.xx				

決算情報 ※単独決算

決算期	最新期	1期前	2期前
営業利益	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
経常利益	〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
純資産合計	〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇

発行から3カ月以内の商業登記簿謄本（原本）を添付する。

※全申請事業者分が必要。

※個人事業主の場合は、税務代理権限証書の写しもしくは
税理士・会計士等による青色申告内容が事実と相違無いことの
証明（任意様式）を添付のこと。

発行から3カ月以内で補助対象設備が導入される場所のみの建物の登記簿謄本（原本）を添付する。（建物内に設置する場合は建物の登記簿謄本、屋外に設置する場合は土地の登記簿謄本が必要）

実施計画書「7. その他、事業実施に関連する事項」のいずれかで「ある」とした場合、その詳細を記入する。

実施計画書（本文）で当てはまる場合に作成必要。該当しない場合は作成不要。

添付 6

事業実施に関連する事項

左側は必ず縦じ代を十分取ること。少なくとも20mmは必要

(1) 他の補助金との関係

※当該事業と直接あるいは間接に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定（申請中も含む）がある場合は、その補助金の内容を記載のこと。
※記載する補助金の内容については、国や民間・団体などに関わらず、具体的に交付元・工事内容・金額などを記載すること。（申請中でも必ず記載すること）

(2) 過去の補助金との関係

今回の工事が影響する範囲に、過去に国からの補助金（負担金、利子補給並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の交付を受けている場合には、当該事業との関係を記述すること。

※補助事業名、交付時期、対象範囲を記載のこと。

※必要であれば、別紙を添付すること。

(3) 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項

①本事業：事業実施にあたって許認可（届出）、権利使用（又は取得）の必要なものについて、その所得状況及び見通しを記載のこと。

②申請者：申請者が国、自治体からすでに受けている許認可について全て記載のこと。

(4) その他事実上問題となる事項

※事実上問題となる事項があれば、その内容と解決の見通しを記載のこと。

売上高に対する燃料購入費、支払額などの合計が10%以上となる場合で、それを申告する場合（実施計画書「1.申請概要」で「該当する」とした場合）は、本紙の作成に加え、本紙の後ろにエネルギーコスト割合の計算書を添付する。
 売上高が分かる決算書等と、54ページ添付1のような毎月の支払額の合計が分かる資料を添付する。

実施計画書で該当する場合に作成必要。該当しない場合は作成不要。

添付 8

エネルギー集約型企业に関連する事項

エネルギー集約型企业（エネルギーコストが売上高の10%以上）

※工場・事業場等单位ではなく、企業単位で計算する。

エネルギーコストの割合

$$\begin{aligned}
 &= \text{エネルギーコスト (円)} / \text{売上高 (円)} \times 100 \\
 &= 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 \text{ (円)} / 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 \text{ (円)} \times 100 \\
 &= 〇〇.〇\%
 \end{aligned}$$

省エネルギー計算に使用した年度のエネルギーコスト及び売上高を使用すること。

※以上の根拠資料となる「売上高に対するエネルギーコスト割合の計算書」を本紙の後ろに添付のこと。

※エネルギーコストを指定仮単価で見積もる場合は、仮単価表を追加。

左側は必ず縦じ代を十分取ること。少なくとも20mmは必要

本紙は指定様式

導入設備を設置する建物、土地の所有者が申請者以外の場合は、その建物、土地の所有者の住所、名称、代表者名を記入し押印を得る。2ページは申請に合わせて記入する。

申請者が店子である場合等、申請者の所有ではない建物、土地等に設備を設置する場合に作成必要。該当しない場合は作成不要。

添付 9

設備設置承諾書

承諾した年月日を記入。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

承諾書は代表者または賃貸契約
の契約権限者のものとする。

住 所 東京都港区〇〇一丁目1番1号
名 称 □□産業株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

承諾者にあわせて適宜
選択すること。

当社（私）は、エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付規程第7条、第21条および第22条の規定により財産処分の制限を受け、一般社団法人環境共創イニシアチブの承認なしに財産処分できない設備が、下記のとおり設置されることを承諾します。

注意) ここで改ページする！

左側は必ず縦じ代を十分取ること。少なくとも20mmは必要

2ページ

記

1. 建物の所在地および名称

住所：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

名称：○○○○○○○

2. 設備の設置者

住所：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

名称：○○工業株式会社

3. 補助事業の名称

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○省エネルギー事業

4. 設置される設備の概要

設備の仕様、台数等の概要を記入する。

5. 処分制限を受ける期間（設備の法定耐用年数を記載する）

○○年

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブのエネルギー使用合理化事業者支援補助金は、経済産業省が定めたエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められる設備・技術を導入しようとする方に交付するものです。

※ 申請者及び承諾者が本紙のコピーを保管すること。

該当する場合に作成する。役割、役職、氏名がわかるように事業実施の体制を図に表す。

事業内容が当てはまる場合（ESCO、リース、連携、3社以上の共同申請）に作成必要。
該当しない場合は作成不要。

添付 10

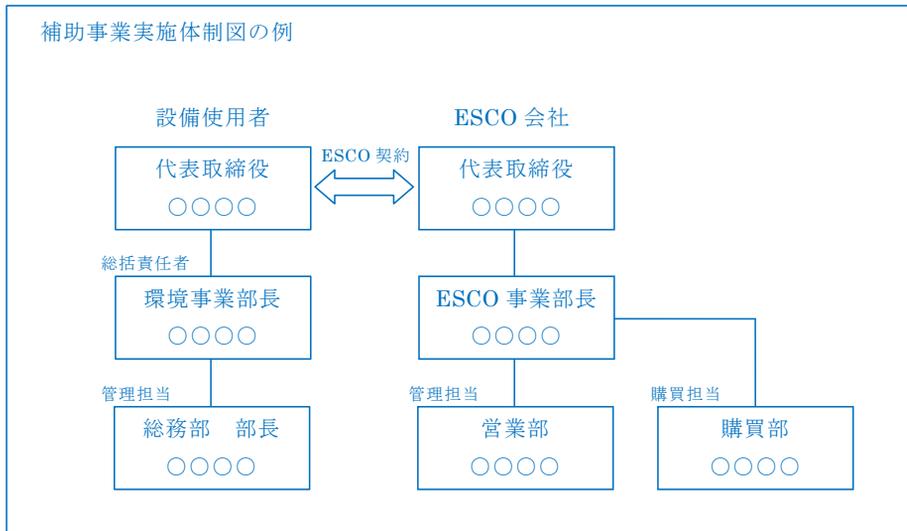
補助事業の実施体制

■実施体制図

組織図等で事業者内の**本事業**の実施体制を示すこと。
特に共同申請の場合、**各社の役割分担**を明確にすること。

左側は必ず縦じ代を十分取ること。少なくとも20mmは必要

補助事業実施体制図の例



■ESCO・リースの内容（ESCO・リースの場合は下記数値を必ず記載すること）

① ESCO の場合

- ・ ESCO 契約で保証する省エネルギー量 3,251.5 kl
- ・ 申請省エネルギー効果に対する上記保証量の割合 100 %
- ・ ESCO 契約期間 10 年

② リースの場合

- ・ リース契約期間 年

ESCO契約書（案）と料金計算書を添付する。

- ESCO事業を利用する場合は、設置事業者との共同申請とし、ESCO事業者は1申請について1社とする。
- シェアード・セイビングス契約に限る。
- 省エネルギー量についてパフォーマンス契約を行う事業とする。
- ESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、ESCO料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示すること。

リース契約書（案）と料金計算書を添付する。

- リースを利用する場合は、設置事業者とリース会社等との共同申請とし、原則、リース会社は1申請について1社とする。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示すること。
- 同一事業において、自己購入とリースの併用がないこと。

代替燃料（廃タイヤ、木質ペレット、木質チップ、RDF、バイオマス、廃材等）を使用する場合は、法定耐用年数期間、燃料を確保できることが証明できる資料を添付する。

交付決定前に設備を事前撤去する場合 の着工前写真

※撤去工事以外の着工は、交付決定日以降に実施すること。

※事業者は、交付決定前に既存設備の事前撤去を行いたい場合、置き換える設備が示せる写真及び図面を準備しておく必要があります。

※写真には、公募開始前の撤去ではないことの証明として、補助事業ポータルに申請内容を入力した際の「申請書番号」をA3用紙等に印刷して撤去設備を写し込んでください。

《着工前写真撮影にあたっての注意事項》

- ①申請書番号をA3用紙等に印刷したものを、設置予定場所と共に撮影すること。
- ②設置予定場所の位置を判別するための目印となるような周囲の建築物、柱、設備(事業前後の比較にも使用できるように、工事で変化しないものが望ましい)を1枚の写真の中に写しこむこと。
- ③写真に写した撤去設備と旧設備図面の整合を取ること。
 - ・まとめ方例①、②参照
 - ・旧設備図面の全体像(複数枚可)が分かるように撮影されていること。
 - ・階ごと、部屋ごと、設置場所ごと等に撮影されていること。
 - ・どこから撮影したかが図面内で示されていること。
- ④製造番号等の銘板のあるものは、銘板単体でも撮影すること。
 - ・銘板写真には申請書番号を映しこむ必要はない。
 - ・照明、空調の銘板写真は、機器型番(同機種)ごとの抜粋の作成でかまわない。
- ⑤(工事後は撮影できなくなるため)必要な写真の撮り残しをしないこと。

○撮影した写真のまとめ方

撮影した写真は、まとめ方例①、②を参考に旧設備図面(撮影位置・方向を記載し、撮影したものが特定できるよう番号等を付与)と共に、A4ファイルに綴じてください。

※印刷または貼り付けた写真および説明文が綴じ代にかかり見えなくならないようにご注意ください。

まとめたA4ファイルは、交付決定後、S11に提出していただくことになります。

○申請書番号について

「申請書番号」とは、補助事業ポータルに申請内容を入力した際、「一時保存」もしくは「確認」を行うと申請内容の最上段に表示される「GE-」から始まる数字です。

着工前写真のまとめ方例①

A4用紙1枚当たり写真2～4枚を印刷または貼り付けし、写真横に説明文を付ける。

設置場所の目印となるものを入れる

設置予定場所・機器名を油性ペンなどで示す。
(PCで編集も可)

空調室内機・配管

申請書
番号

写真1

- ・空調室内機 No.1
- 設置予定位置
- ・撤去予定既設ストーブ

図面 4-③

申請書番号をA3用紙等に印刷し、設置予定場所と共に撮影すること。
(PC編集による番号の記載は認めない)

撤去対象の旧設備（設置予定場所を含む）も撮影しておく。

写真2

申請書
番号

写真2

- ・

写真3

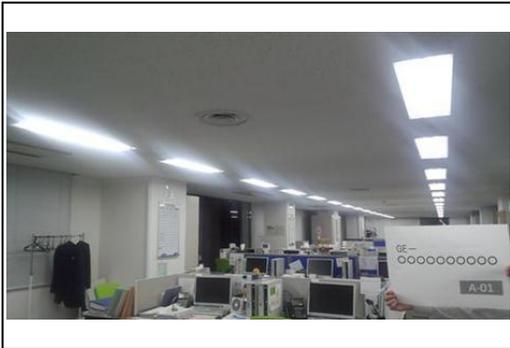
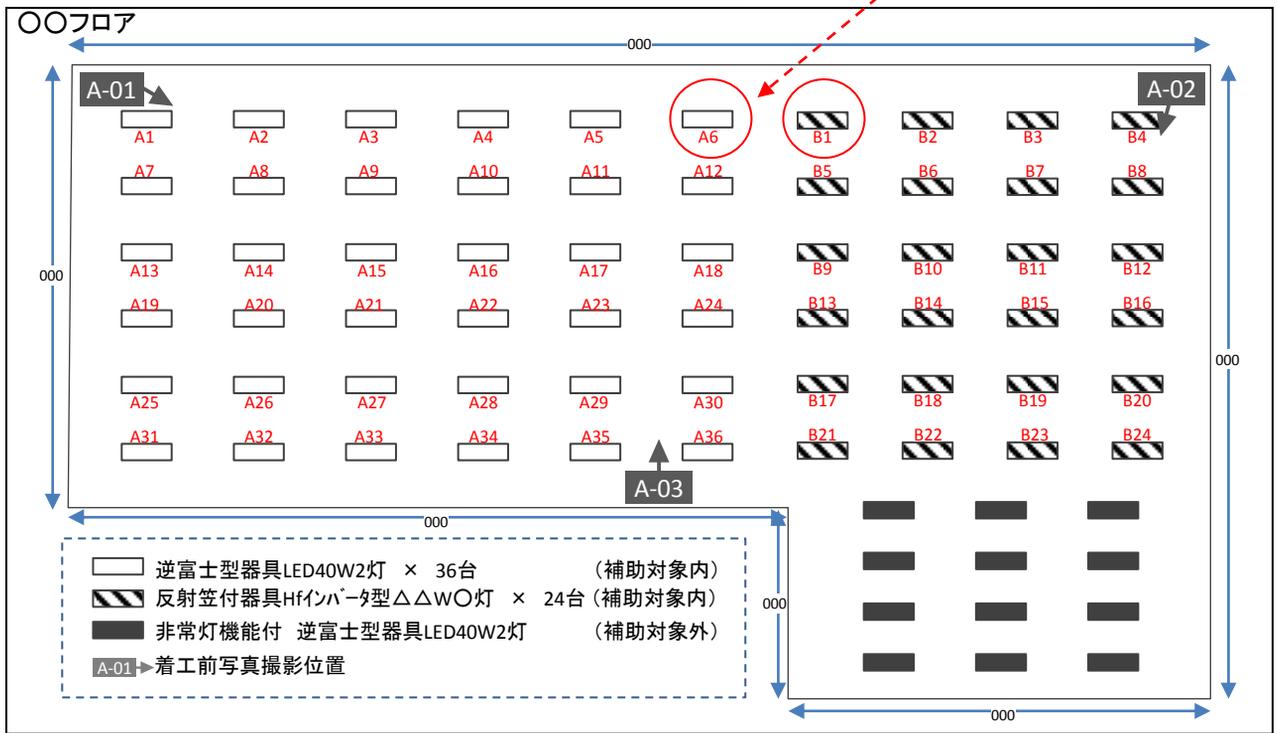
写真3

- ・

着工前写真のまとめ方例②（照明等の台数が多数の場合）

台数がカウントできるように、付番を行う。

■着工前写真撮影位置図面（旧設備図面）



A-01

左記の写真は、写真撮影のイメージであり、上記図面とは整合していません。



A-02



A-03

変更届

※事業者は、交付申請書提出後に以下情報を変更する場合、変更後速やかに、該当の「変更届」をSIIに提出する必要があります。

- ・代表者名の変更
- ・住所の変更
- ・申請者の変更(会社名、代表者名、住所の全てを変更)

まずは変更内容についてSIIに相談し、指定の様式を使用し速やかに提出のこと。

※変更届の共通事項

- ・提出する変更届は片面印刷とすること。
- ・注意書きの赤字と枠は消すこと。
- ・青字は事業に合わせて記載すること。
- ・青字は黒字に変換すること。

《複数年度事業の留意点》

複数年度事業の場合、事業計画書(事業全体の計画書)と実施計画書(今年度の計画書)を提出する必要があります。

○補助対象経費、補助金について

・「事業計画書」は初年度から最終年度までの金額を記載すること。

・「実施計画書」は提出年度のみ金額を抜粋して記載すること。

○工事範囲等について

・「事業計画書」、「実施計画書」共に、実施年度別の事業範囲を明確にするため、初年度から最終年度までの年度ごとの工事範囲が分かるように記載すること。(5-2導入前後の比較図の別図1-1、1-2)

⇒計画書「5-1既存設備と導入設備の比較表」と「5-2導入前後の比較図」は、「事業計画書」と「実施計画書」で同じ内容を記載すること。

○省エネルギー計算について

・「事業計画書」、「実施計画書」共に、同じ省エネルギー計算を記載すること。

⇒計画書「2-1導入省エネルギー設備の機能、仕様、構成図、システム図等」から「2-4エネルギー使用量の原油換算表」までは、「事業計画書」と「実施計画書」で同じ内容を記載すること。

